

◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 今日は、質疑時間が短時間ですので、早速本題に入らせていただきたいと思います。

○階委員 今日は、質疑時間が短時間ですので、早速本題に入らせていただきたいと思います。裁判事補の定員が余っている状況が続いております。定員が余っているということは、本来、最高裁が複雑困難な事件の円滑、適正な処理をするために必要だと考える裁判官の数を確保できていなことを意味します。これが裁判の質の低下につながっているのではないかという問題意識を持つています。

この点について追つて議論するとして、まずは事実関係を確認させてください。

一ページ、私の資料を御覧ください。これは、毎年この法案を審議するたびに私が用いている資料です。問題となる裁判官の定員の余り、つまり欠員の直近の数、この表でいいますと、裁判事補の欄、真ん中の欄に「欠員（A）」というところがありますけれども、一番下に二百六十七という数字があります。この同じ欄の数字、去年は百七十

一でした。今、二百六十七と申し上げましたけれども、ちょっとこれは特殊要因がありまして、最高裁によると、任官の時期がコロナの影響で遅れているので、任官者が任官すると、大体、多く見積もって八十人ぐらい、ここから欠員が減るそうです。ただ、それを勘案しても百八十七人、やはり、去年のこの審議のときに出した百七十一という数字から大幅に増えているわけです。

昨年のこの法案の審議のときに私が何を申し上げたかといいますと、一年後には欠員が更に増えたのではないか、にもかかわらず、昨年は定員を減らさずに維持したわけです。これはおかしいんじゃないかということで、我々は法案に反対しました。案の定、今申し上げたとおり欠員は増えているわけです。

今回、遅ればせながら、裁判事補の定員を四十名減らす法案となっていますが、昨年の定員維持とした判断、最高裁は誤りだったということを認めますか。まず、この点から審議をスタートしたいと思います。お答えください。

○小野寺最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

今般の裁判事補の状況につきまして、充員が困難な状況が続いていること、直近の事件動向、あるいは、令和三年三月十二日の衆議院法務委員会附帯決議等を踏まえて、総合的に今般検討した結果、本年度につきましては裁判事補を四十人減員するものとしたものでございます。

昨年につきましては、昨年の段階での事件動向あるいは今後の充員の在り方ということを、当時

の検討としてそれが誤っていたというふうには考えておりませんが、今回の充員状況の動向も踏まえまして、今般、四十人の減員ということを考えたというものでございます。

○階委員 事件の動向は昨年も今年も変わっていますよ。全般的に件数は減っていますね。それから、昨年の充員の見込み、これは明らかに過ぎる見込みを出したから欠員になつているわけです。だから、皆さんの当時の判断は間違っていたと私は考えます。だから、こういう過ちを認めた上で何をすべきかということを議論すべきなんですよ。米山さんも入管の問題でそれを言つていたわけです。

法務省は、やはり、最もエビデンスベースで政策判断をしなくちゃいけない。EBPMの模範となるべき役所だと私は考えていますよ。その法務省が、一番証拠を無視する、事実関係を無視した政策立案をやつしているから、私たちは声高にその過ちを主張しなくちゃいけない、こういうことなんですよ。

それで、今申し上げたとおり、裁判官は欠員がどんどん増えている。逆に言うと、実員が減つているということでもあります。実員が減つて、私は裁判の質にも影響が出ているんじゃないかとうふうに思います。その根拠となると思われるような事案がこの度発生しました。資料の二ページを見てください。

これは、生活保護の支給水準が問題となつた裁判の下級審裁判所の判決文を抜粋したものです。太字のところに、いざれも括弧書き、あるいは括

弧が付されていないものもありますが、「NHK受診料」という表現が出てきています。受信料のシンが、何とお医者さんから診察を受けるときの「診」という字になっています。これは明らかな誤字で、普通、自分で書くとしたら間違いに気づくはず。ところが、これは時系列的に左から並んでいますけれども、最初の福岡の判決文と同じ過ちが京都、金沢で起きている。これは当然コピペしたというふうに誰が見ても思うはずです。

最高裁として、この点、いわゆるコピペがあつたことを認めますか。お答えください。

○門田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

今委員御指摘のような形で、同様の、「受診料」という文字について誤りがあつたというところは事実でございます。

ただ、これがいわゆるコピペによって起きたのかどうかということについては、最高裁としては、確たる証拠がございませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

○階委員 確たる証拠はここに表れているじやないですか。

裁判官の皆さんには、みんな、NHKの受信料はこの字を使うんですか。だったら分かりますけれども、私の周りでNHKの受信料でこの「診」を使つた人はいません、はつきり言って。裁判官はみんなこの字を使うんですか。

○門田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

この「NHK受診料」につきましては、誤字であることは確かでございます。正しくは信ずるの「信」を書くというふうに理解をしております。

○階委員 もし本気で間違つて覚えているとしたら、しかも裁判官が三人そろつて同じ間違いをするしたら、それはそれで大問題なんですけれども、そんなことはないということは分かつていますよ。誤字だということは裁判官であれば当然分かるはず。

問題は、この誤字を、同じようなところの誤字を、三つそろつているということはコピペしたんじゃないかと。今回はたまたま明白な誤字があつたから、これはコピペだということが発覚したわけですけれども、ひょっとすると、誤字がないから分からぬだけで、同じようなコピペがあちこちで起きているんじゃないかというふうにも思うわけです。すなわち氷山の一角ではないかという疑いもあるわけで、そうしたらゆき問題です。

○門田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

裁判官が個別の事案において判決書をどう起案するかについては、各裁判官の判断と責任に委ねられているところでございまして、最高裁判所が個別事案における裁判官の判決起案の在り方やその過程について調査、検証等の対応を取ることは、裁判官の職権行使の独立との関係で相当ではないと考えているところでございます。

したがつて、最高裁としては、今回報道された判決の起案過程において、いわゆるコピペが行われたかどうかについて調査、検証することは難しいということを御理解いただければと存じます。

○階委員 いや、何をおっしゃっているか分から

憲法上、裁判官の独立が保障されているのはなぜなんですか。これは独立を保障して、何物にも左右されずに法と証拠に基づいて適正な判断をするために裁判官の独立を保障しているわけでしょ。私は、今は弾劾裁判の裁判員というのをやつてているんですが、裁判官の身分は保障されているがゆえに、裁判官の身分を失わせるのは弾劾裁判だけなんですよ、憲法上ね。

それだけ手厚い身分保障がありながら、人の判決文をコピペする、こんなことがあつたら大問題ですよ。その重要性を分かつてますか。分かつてているんだつたら、早速調査すべきでしょ。こんなコピペがほかで行われていなか、調べるべきでしょ。やらないんですか。お答えください。

ないんすけれども、裁判官の独立をいうのであ  
れば、まず、それにふさわしい仕事をしているの  
かどうか、これを調べる責任があるということを  
申し上げまして、この後の質問は次回に譲りたい  
と思います。  
ありがとうございます。